

さくら市社会福祉協議会災害罹災者等見舞金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、さくら市民が火災風水害等により住宅の全焼又は全壊、流失等の災害及び臨時的困窮した場合、災害罹災者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、更生意欲の減退を阻止し、復興意欲の振起を図ることを目的とする。

(見舞金)

第2条 見舞金は、次に定めるとおりとする。

(1) 火災等

ア 所有する家屋に居住し、火災にあった場合（納屋等を除く。）及び災害により居住する家屋が倒壊した場合 10,000円

(2) 暴風雨等により居住する家屋が床上浸水した場合 5,000円

(3) 臨時的困窮した要援護世帯 5,000円以内とし品物に換えることもできる
(支給対象)

第3条 本会は、市内に住所を有する者で前条の規定により住家を喪失した世帯の世帯主及び臨時的困窮した要援護者に対して、見舞金を支給する。

(申請書の提出)

第4条 臨時的困窮した要援護者は、別紙様式1を社会福祉法人さくら市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出しなければならない。

(災害の認定及び交付の決定)

第5条 火災風水害等及び臨時的困窮が発生した場合、その事実を調査し、速やかに見舞金の交付を決定しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会長が特に必要があると認めた場合は、その都度見舞金を支給することができる。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

別表1（第4条関係）

見 舞 者	見 舞 金 の 額
被災世帯（全壊）	10,000円
床上浸水	5,000円
臨時的困窮による要援護者	5,000円以内